

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	動物の多頭飼育に係る届出に関する検討委員会 (第3回)		
事務局 (担当課)	生活衛生課 電話042-769-8347 (直通)		
開催日時	令和6年1月16日 (火) 9時30分～10時20分		
開催場所	ウェルネスさがみはらA館5階 会議室		
出席者	委員	9人 (別紙のとおり)	
	その他	0人	
	事務局	5人 (保健衛生部長、生活衛生課長、他3人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開会  2 動物の多頭飼育に係る届出について  3 答申  4 閉会		

## 審 議 経 過

主な発言は以下のとおり

### 1 開 会

### 2 動物の多頭飼育に係る届出について

事務局より、第2回の検討委員会の意見のとりまとめについて資料を用いて説明した。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

(山田委員)

届出対象動物の頭数について、犬6頭以上又は猫6頭以上であると犬猫5頭ずつ飼う場合の合計10頭が届出対象ではなくなるが、多くの自治体で導入している犬猫合計10頭との整合性がとれなくなるのではないかと。

(山本委員)

繁殖により多頭になることを考慮すると合計でなくてそれぞれでよいのではないかと。犬と猫では繁殖できないし、制度のわかりやすさは大事だと思う。

(石丸委員)

委員会で検討した内容は、合計が11頭にならないと届出がいないということではなく、犬又は猫が6頭以上という動物種によって決めている数がひとつの目安になっていると思う。

(高木委員長)

神奈川県では何頭が届出対象となっているか。

(事務局)

犬猫合計10頭で届出となっている。制度としては犬6頭以上又は猫6頭以上に加えて、犬猫合計10頭を届出対象とすることはできる。

多頭飼育者の傾向としては犬猫どちらも多いというよりかは、猫を多く飼っており犬を数頭飼っている又はその逆など偏りがあると考えている。併せて前回、委員から意見のあったわかりやすさを考慮して委員長と調整した。

(高木委員長)

犬は狂犬病予防法で把握しやすいため、より猫をルール化したいという考えがある。

(山田委員)

なぜ、犬猫がそれぞれ5頭で届出がいないのか、ということも考えたい。

(高木委員長)

10頭を超えない方がいいかという議論は、前回の検討会の繰り返しになってしまう。

(山田委員)

制度を作った際に、犬5頭、猫5頭の合計10頭が届出不要の理由が必要ではないか。

(石丸委員)

合計10頭以上を入れるのもありだと思う。

(椿委員)

合計10頭というのも明確な根拠はない。6頭でも明確な根拠はない中で雄と雌から4頭産まれることから判断して6頭という考えだが、ハイリスクであることを知ってもらうためには、厳しいラインをある程度想定しながら作っていくことになる。

(大矢委員)

30%未満は変更届出不要などあるが、届出すればいくらかでも飼ってよいということではなく、今後、一人が飼える最大数などが必要となってくる。

(高木委員長)

今後、モニタリングが必要だと思うので反映できるようにお願いしたい。

(事務局)

制度化した後は、状況を見てそのあたりも検討していく。

(高木委員長)

これまでの委員会の意見がとりまとめられた。

前回の検討会でお伝えしたように、会としての一定の方向性を示す必要があり、事務局と調整し、届出制度の骨子案を作成していただき、お手元にお示しした。

事務局より、届出制度の骨子（案）について資料を用いて説明した。

(高木委員長)

事務局から骨子案について説明があった。

次に骨子の案を踏まえた答申の案について伺う。

(答申案を各委員に配付)

(高木委員長)

3回の委員会で検討を進めた中、各委員様々な考え方があり、それぞれに理由があったと思う。

また、動物に関する考え方は一昔前とも大きく変わってきて、今後も変わっていくと思うが、委員会の考え方として大きな方向性としては

- ・対象動物は「犬及び猫」
- ・対象頭数は「犬が6頭以上」又は「猫が6頭以上」
- ・罰則規定ありとして5万円以下の過料

として事務局と調整させていただいた。

そのほか、ウサギなど他の動物の追加や届出項目など様々な意見があり、それについては委員会の議事として残した内容を踏まえるよう意見するという事とした。

これで支障がなければ、この案で答申しようと思うがいかがか。

(山本委員)

「犬及び猫」というように猫が後に書かれているが、多頭飼育崩壊など猫の問題が大きいため、特に猫に意識がいくように「猫」を先にしてほしい。

(事務局)

答申においては、猫を先に記載するのは問題ない。条例に規定する場合は、法律に書かれている順番どおりに書くなどルールがあるかもしれないため、そこは確認して対応していく。

(高木委員長)

それでは委員に異議がなければ対象とする動物は「猫及び犬」、対象とする頭数は「猫6頭以上又は犬6頭以上」という順番で答申書に記載する。

(異存なし)

(中里委員)

今後のスケジュールについて確認したい。今の社会はペットも多く高齢化など情勢も変わっていく中で、条例の見直しはどのようにしていくのか。

(事務局)

制度の検討については、この検討委員会は終了となるが、今後は、別の会議体である「人と動物との共生社会推進懇話会」でデータ等を示しして精査していくこととなる。

(中里委員)

懇話会で今後を検討していくということか。

(事務局)

懇話会は検討の一つの手段である。例えば市議会で意見があつたり、状況に応じて改正を検討していくことになる。

(山田委員)

動物の愛護及び管理に関する法律は5年毎に改正される予定であるが、それに併せて市の条例も改正するなど5年を節目に見直すことになるのか。

(事務局)

市の条例は5年という区切りはないが法改正に併せ、条例改正の必要があれば改正するなど適宜対応していくことになる。

### 3 答申

(委員長から保健衛生部長へ答申)

それでは本日の会議録の公開については、審議会等公開基準の規定により委員の承認をもって作成し、公開したいが異存ないか。

(異存なし)

(事務局)

3回にわたり、検討いただき、参画いただいた委員の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

今後については、現段階での予定だが、本年度末までに、庁議など市の内部で所要の整理や手続等を行い、6月以降にパブリックコメントで一か月間、市民の意見を伺う。意見を踏まえた「改正条例案」を8月から開催される市議会に上程し、市議会で「改正条例案」が可決されると、10月に「改正条例」の公布、その後、「改正条例」に関連する規則改正等を行い、最終的に、「改正条例」等が施行される令和7年4月から条例が改正され、多頭飼育届出制度が始まることになる。

検討委員会で答申いただいた内容を元に進めていくが、今後、所要の手続を進めていく中で市民からの意見等を反映し、内容が変更されることもあることを承知していただきたい。

なお、大きく修正が必要となるようであれば、臨時で本検討委員会を開催し、意見を伺いたいと考えている。

また、制度開始後は、「人と動物との共生社会推進懇話会」からの意見も伺うなどし、効果や課題などを検証していく。

本日がこの委員会の一旦の最終回となるので、保健衛生部長の三森から挨拶申し上げます。

(保健衛生部長あいさつ)

それでは、これをもって会議を閉会する。

4 閉会

動物の多頭飼育に係る届出に関する検討委員会（第3回）出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	高木 哲	麻布大学	委員長	出席
2	石丸 雅代	たんぼぼの里		出席
3	大木 恵	相模原市自治会連合会		出席
4	大矢 秀臣	全日本動物輸入業者協議会		出席
5	加藤 健司	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会		出席
6	椿 直哉	一般社団法人 相模原市獣医師会		出席
7	中里 良治	公 募 委 員		出席
8	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会		出席
9	山本 和子	動物愛護推進員		出席